
公益財団法人

日本非営利組織評価センター

グッドギビングマーク制度実施要領

(2025年4月 Ver.1)

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

目次

1. グッドギビングマーク制度の趣旨と提供価値	3
1) 制度趣旨	3
2) 提供価値	3
3) グッドギビングマーク制度の仕組み	3
2. グッドギビングマーク制度概要	4
1) 審査基準	4
2) 対象団体	5
3) 申込の条件	6
4) 審査方法	7
5) 認証の有効期間	7
6) 認証の更新	7
7) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動	8
8) 通報窓口	9
3. グッドギビングマーク制度の実施体制と審査フロー	9
1) グッドギビングマーク制度の実施機関	9
(1) JCNE 事務局（審査員）	9
(2) グッドギビングマーク審査委員会	9
(3) グッドギビングマーク制度推進委員会	10
2) グッドギビングマーク制度の申請手順と審査フロー	10
(1) 審査フロー	10
(2) 認証の更新	11
(3) 提出書類・入力情報	11
3) グッドギビングマーク認証と活用	13
4) グッドギビングマーク団体についての通報とその対応	13
5) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動	13
6) 審査料・認証料について	13

(1) 審査料.....	13
(2) 認証料.....	13
4. 支援者保護の仕組み.....	14
1) グッドギビングマーク制度の支援者保護.....	14
(1) 活用方法.....	15
(2) グッドギビングマークについて.....	16
(3) 活用にあたっての注意事項.....	16
(4) グッドギビングマークパートナーシップ会員制度.....	17
2) グッドギビングマークサイト.....	17
(1) 寄付者・支援者向け.....	18
(2) NPO 等向け.....	19
3) グッドギビングマーク団体についての通報.....	19
4) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動.....	20
(各種規程・規約).....	21

1. グッドギビングマーク制度の趣旨と提供価値

1) 制度趣旨

公益財団法人日本非営利組織評価センター（JCNE）は、2016年の設立以来、非営利組織（NPO等）の組織評価・認証を通じて、の組織基盤強化や透明性向上を図り、適切な事業運営を支援してまいりました。また、受益者、支援者、行政、助成団体、企業などの公益活動に関わる関係者に対し、客観的かつ信頼性のある情報を提供することで、NPOの信頼性を高め、より良い市民社会の創造を目指して活動しています。これまでに、「グッドガバナンス認証」と「ベーシックガバナンスチェック」の2種類の組織評価事業を実施し、合計1,500団体以上が評価を受けました。

一方で、NPO等に関連する不祥事が報道されることも多く、2024年にJCNEが実施した「NPO信頼性調査」（サンプル数3,000）では、NPO等を「信頼する」と答えた人は21.9%にとどまり、NPO等への信頼構築には依然として課題が残っています。

こうした背景を踏まえ、JCNEは従来の「NPO信頼性向上」に加え、「寄付者や支援者の保護」を目的とした新たな認証制度、グッドギビングマーク制度の構築に取り組むこととなりました。

グッドギビングマーク制度では、これまでのNPO等のガバナンス強化やキャパシティビルディングに加え、寄付や助成金を通じてNPO等を支援する個人や企業、団体、助成団体、行政に対して、信頼できるNPO等かどうかを確認・審査した情報を提供します。個人が寄付する際には、グッドギビングマークの有無を一つの指標とし、企業や助成団体、行政機関がパートナーシップを組む際にも、このマークを審査基準や参考情報として活用することを想定しています。NPO等が広く寄付を募集する際には、グッドギビングマークを明示することで、寄付者が安心して支援でき、支援性資金が円滑に循環する社会の実現を目指します。

2) 提供価値

- ・支援者に対し、信頼し安心して寄付できる団体信用情報を可視化
- ・NPO等に対し、信頼性向上のためのキャパシティビルディング
- ・社会に対し、支援性資金の循環と社会課題の解決促進

3) グッドギビングマーク制度の仕組み

グッドギビングマーク制度は、NPO等が適切なガバナンスを行っていることを第三者認証機関であるJCNEが確認した信頼の証です。このマークを通じて、支援者が安心して寄付や支援を行える社会を目指します。



2. グッドギビングマーク制度概要

寄付者保護を目的に、NPO等を対象にした組織審査及び信頼チェックの結果を、寄付者が寄付をする際に活用できる情報として流通させるための新しい第三者認証制度です。公益活動を担う非営利組織を寄付で支援したいと考えている個人、企業、助成団体、行政などが、安心して寄付や支援できる対象となりうる組織かを確認するために必要な項目について、JCNE事務局が審査します。NPO等が寄付を公募する際には、グッドギビングマークが付与されることで、寄付などの支援性資金が循環しやすい社会を目指します。

グッドギビングマーク制度の申込団体及び認証団体は、本実施要領及び別に定める規程・規約、ガイドブックを遵守しなければなりません。

1) 審査基準

申込団体がすべての基準を満たしている場合のみグッドギビングマークを付与します。審査基準は、2024年度評価制度開発検討委員会において有識者委員により検討・制定されており、支援者保護の観点から寄付公募や支援を求める団体が満たすべき必須基準として定めたものです。団体確認、ガバナンス、コンプライアンス、資金管理、情報公開のカテゴリー分けをしており、特に基準8「あらゆる面において、反社会的勢力（テロリスト含む）との関係を遮断し排除している」及び基準9「団体及び役職員等が、業務内容に関わる法令違反行為を行っていない」のコンプライアンス項目は信頼性の最低ラインとして重視し、設定しています。

カテゴリー	番号	基準
団体確認	1	日本国内に実体として存在している
	2	利益の非分配・残余財産の帰属について定めがある非営利型の法人である
	3	代表者を定めて責任の所在を明らかにし、問い合わせ先を公開している
ガバナンス	4	社員総会（評議員会）及び理事会を開催している
	5	役員改選を行っている
	6	理事との利益相反取引が発生する場合には、事前に確認をした上で、適法に事務手続きをとっている
	7	監事は監査を行っている
コンプライアンス	8	あらゆる面において、反社会的勢力（テロリスト含む）との関係を遮断し排除している
	9	団体及び役職員等が、業務内容に関わる法令違反行為を行っていない
	10	個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している
資金管理	11	資金管理に関して担当者を置き複数名で確認し、決算書類を作成している
	12	税金を滞納していない
情報公開	13	募金目的を明示し、寄付者・支援者に寄付金額を含む寄付の結果を報告している ※寄付には助成金等の支援性資金を含むものとする。
	14	定款・役員名簿・事業報告書・決算書類を団体のホームページまたは情報公開サイトで公開している

2) 対象団体

以下のすべての要件を満たしている団体が申込みできます。

- (1) 法人格のある NPO のうち、公益活動を主とする団体（営利・共益を目的としない団体）
- (2) 設立後 1 事業年度を経過し、定時社員総会（評議員会）の開催を終えている団体

【対象法人格】

- ・ 特定非営利活動法人（認定・特例認定を含む）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人（※）
- ・ 社会福祉法人

（※）「非営利徹底型」に限り審査対象とする。普通法人や、非営利法人のうち「共益型」は対象外とする。

一般法人の場合は非営利型法人（収益事業から生じた所得のみ課税対象）のうち、非営利徹底型に限り、共益型（会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としている）は対象としません。一般社団法人（一般財団法人）で、非営利徹底型法人であるかは、下記の要件に当てはまるのが条件となります。

類型	要件
非営利性が徹底された法人（法人税法29の二イ、法人税法施行令3①）	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

（国税庁の資料に基づき JCNE 作成）

3) 申込の条件

申込団体は以下のすべての条件を満たしていることを確認のうえ、申込みに進んでください。

- 1 団体名義の法人預金口座を有している
- 2 団体のホームページを有している

- 3 過去の寄付募集に対して寄付報告をしている（寄付の実績がない場合、過去に助成金を取得している）
- 4 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）」を十分に理解し、不当な寄付の勧誘を行っていない
- 5 反社会的勢力（テロリスト含む）との関係を遮断し排除している
- 6 団体及び役職員等が、業務内容に関わる法令違反行為を行っていない
- 7 社員総会（評議員会）において、事業報告書及び決算書類を承認、もしくは報告している

4) 審査方法

審査は、次の手順でJCNE事務局により行われます。申込団体は、基準の適合状況について、以下の手順により、審査を受けなければなりません。

- ①団体による宣誓（セルフチェック）
- ②提出書類、入力情報に基づく書類審査
- ③外部データベースとの照合
- ④オンライン面談

その他

- ・申込団体の審査、再審査、認証取消審査時に必要に応じて、外部有識者からなる諮問委員会において審議を行います。
- ・審査結果の通知後、申込団体は通知から14日以内に限り、再審査を申し込むことができます。JCNEは、追加書類の提出、追加情報の入力をもって基準に基づき再審査を行い、再審査結果を通知します。
- ・認証付与後、認証期間中の団体に対して必要に応じて訪問評価を実施する場合があります。

5) 認証の有効期間

3年間

なお、初回の認証の有効期間は、審査結果通知日の翌月1日から3年後の同月末日まで（3年1か月）です。ただし、毎年請求される認証料の支払いが必要となります。有効期限はグッドギビングマークに記載されます。

6) 認証の更新

更新を希望する団体は、認証有効期限日までに更新審査を受けます。更新の申込み期間は、認証有効期限日の5か月前の1日から4か月前の月末までです。

7) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動

グッドギビングマーク団体について、通報窓口からの通報もしくは自己申告などをもとに基準に関する不祥事情報を収集します。該当団体への連絡を含む証拠集めを通じて事実確認を行います。その上で、審査を行い、公開ステータスの移動を判断します。ただし、寄付者や支援者、受益者の利益を損ねる懸念があり、審査基準に適合しない疑いがあると判断した場合は、通報内容と団体の証言が異なり事実確認ができない場合であっても、公開ステータスの変更によって社会への注意喚起を促すことができますものとしします。

公開ステータス分類	概要
認証団体	認証付与について問題がない
認証団体（確認事項あり）	次のいずれかに該当し、認証マークは継続的に使用できるが、寄付者・支援者への注意喚起として「確認事項あり」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準を満たしていない可能性がある ・ 法令違反に該当する疑念行為に関する情報がある
認証一時停止団体	次のいずれかに該当し、改善状況や法令違反の事実等が確認できるまで、認証付与を一時停止し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証一時停止」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認事項についての初動調査について当該認証団体から返信がなく連絡が取れない ・ 審査基準のうち満たしていない基準が存在し、JCNEがその改善を求めている ・ 法令違反の疑いがあり、継続して調査を行っている
認証取消団体	次のいずれかに該当し、認証を取り消し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証取消」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証一時停止団体のうち、改善を求められていた審査基準をJCNEが指定した相当期間内に改善ができなかった団体 ・ 連絡が取れないことを理由に認証一時停止となり、連絡が取れないままJCNEが指定した期間経過している ・ 団体又は団体の役職員等が業務内容に関わる法令違反

	行為を行ない、刑事、行政処分が下された ・法令違反が明らかである
--	-------------------------------------

※公開ステータスの移動は、「グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約（非公開）」に基づき実施する。

※上記以外に認証料の支払い期限を超過した団体、更新申請をせず当該認証の有効期間を終了した団体、認証更新に至らなかった団体を「認証期間終了団体」として公開する（但し、認証更新の審査中に審査基準を満たしていないことが判明した場合、認証取消団体となることもある）。

8) 通報窓口

寄付者等支援者はグッドギビングマーク団体について、JCNE が設ける通報窓口から法令違反や不祥事等を通報することができます。JCNE は通報内容、新聞報道、風評（SNS、噂）などをもとに基準に関する認証団体の情報を収集します。グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約に基づき、該当団体への連絡を含む証拠集めを通じて事実確認を行い、公開ステータスの移動を判断します。※詳細は4. 支援者保護の仕組みを参照のこと。

3. グッドギビングマーク制度の実施体制と審査フロー

1) グッドギビングマーク制度の実施機関

(1) JCNE 事務局（審査員）

グッドギビングマーク制度は、JCNE の評価・認証事業に関わる規程に定めるグッドギビングマーク制度に関する規約に基づき、JCNE 事務局が運用を行うものとします。審査は JCNE 事務局が実施します。基準に基づき JCNE 事務局が審査を行い、結果通知を作成します。申込団体から提出された団体情報、セルフチェック、書類をもとに第三者審査を行います。加えて、オンライン面談の実施や外部データベースの参照を行います。JCNE 事務局で審査に従事する者は、JCNE の倫理規程及びグッドギビングマーク制度 遵守項目を遵守したうえで審査を行います。

(2) グッドギビングマーク審査委員会

JCNE 理事長の諮問機関としてグッドギビングマーク審査委員会（以下、審査委員会という）を設置します。審査委員会は、実務専門家によって構成し、申込団体等が JCNE の定める審査基準に適合するか否かについて、又は JCNE から指示を受けた事項について審査を行い、その審査結果を JCNE 理事長に答申します。また、認証付与後のステータス移動や取消について審査を行います。審査委員会は、JCNE 事務局が必要と判断した申込団体及び認証団体についてのみ審査します。審査委員会の委員は、JCNE の倫理規程及びグッドギビングマーク制度 遵守項目に遵守したうえで審査を行います。

(3) グッドギビングマーク制度推進委員会

グッドギビングマーク制度推進委員会は、理事長からの諮問に基づき、グッドギビングマーク制度において、客観的・専門的な知見から制度の推進について討議し、制度の認知・普及について助言、答申する委員会です。

2) グッドギビングマーク制度の申請手順と審査フロー

(1) 審査フロー

申込団体は、申請から認証付与、その後の手続きについて、グッドギビングマークポータルで行います。

グッドギビングマークポータルとは：

グッドギビングマークサイトとは別に、申込団体が申込み手続きをするポータルサイトです。ガイドブックの請求時に登録したメールアドレス宛にマイページ発行の URL が届きます。申込団体のみがログインできるポータルで、認証付与後も情報を確認することができます。

マイページ発行 ▼	ガイドブックの請求時に登録したメールアドレス宛にマイページ発行の URL が届きます	
事前準備 ▼	本ガイドブックをご確認のうえ、提出書類と入力データをご準備ください	
セルフチェック・書類提出 ▼	マイページよりセルフチェックの回答、書類の提出を完了してください 収益規模から審査料を確認してメールにてご連絡します	
審査料の支払い ▼	審査料をお支払いください ※審査料の納付をもって申込が完了します（申込日）	申込締め切り 毎月末
日程調整 ▼	オンライン面談（ZOOM）の日程調整を行います	
オンライン面談 ▼	オンライン面談（ZOOM）を実施します。貴団体代表者の方がご参加ください	（申込日の） 翌々月前半
審査結果通知 ▼	「審査結果のお知らせ」をメールにてお送りします。マイページより審査結果をご確認ください。	（申込日の） 翌々月末
認証料の支払い ▼	審査の結果、認証可の通知を受けた団体は認証料をお支払いください	（審査結果通知日の） 翌月 1 日以降
グッドギビングマーク使用開始	マークの使用が可能となり、グッドギビングマークサイトで団体名が公表されます	

審査期間 約 2 か月

※詳しい審査フローや手順については、ガイドブックをご覧ください。

(2) 認証の更新

認証団体が更新を受けようとするときは、JCNE 事務局からの案内に基づき、認証期間満了の5か月前の1日から認証期間満了の4か月前の月の月末までの2か月間に、更新の申込を行わなければなりません。JCNE 事務局は、認証期間満了までに更新審査を行います。審査手順及び審査基準は、新規申込と同様に行います。

当該期間中に認証の更新が認められず認証不可となった場合は、認証の効力を失うものとし、グッドギビングマークの使用を直ちに中止しなければなりません。

(3) 提出書類・入力情報

	提出書類
①	収益規模（決算書類）
②	照会先一覧
③	直近の定時社員総会（評議員会）議事録
④	直近の決算理事会議事録
⑤	直近の監査報告書
⑥	団体名義の法人預金口座の通帳の写し
⑦	個人情報保護規程（プライバシーポリシー）の書類またはURL
⑧	減免決定通知書の写し もしくは国税、都道府県税、市町村税の納税証明書（証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないこと）
⑨	直近の募金に関する書類またはURL もしくは（募金実績がない場合は）助成金申請書類
	直近の寄付報告に関する書類またはURL もしくは（寄付報告実績がない場合は）助成金報告書類

※提出書類や入力情報の詳細や審査手順については、ガイドブックをご覧ください。

情報公開
問い合わせ窓口または連絡先を公開しているホームページのURL
定款を公開しているページのURL
役員名簿を公開しているページのURL
決算書類（活動計算書・貸借対照表）を公開しているページのURL
事業報告書を公開しているページのURL
役員・社員（評議員）情報
役員情報
（9名以下の場合のみ）社員（評議員）情報
自己申告
過去5年以内に新聞報道、その他メディアによって団体名をもって法令違反やその疑いが報じられたことがある
過去5年以内に行政処分を受けたことがある
過去5年以内に業務上の法令違反行為が発生したことがある
過去5年以内に不当寄附勧誘防止法に関連するクレームがある
参考情報
社員（評議員）数
（雇用がある場合）有給職員数
ボランティア数（学生、プロボノ含む）
（寄付総額のうち）個人寄付総額
（寄付総額のうち）企業寄付総額
前年度の遺贈寄付件数（不動産寄付含む）
前年度のメディアへの掲載件数
前年度の企業との連携件数（寄付含む）
前年度の助成金採択の件数

※提出書類や入力情報の詳細や審査手順については、ガイドブックをご覧ください。

3) グッドギビングマーク認証と活用

申込団体は、組織運営について審査を受け合格することで、自団体の信頼性を第三者により認証されることとなります。グッドギビングマークサイトへ掲載されること、またグッドギビングマークを自団体ウェブサイトや各種広報物等に掲載することで信頼性を示すことができます。

活用方法（メリット）については随時グッドギビングサイト及び団体マイページに掲載されます。

<https://goodgiving.jcne.or.jp/case-studies>

4) グッドギビングマーク団体についての通報とその対応

JCNEはグッドギビングマーク団体についての通報窓口を設置します。寄付者等支援者はグッドギビングマーク団体について、通報窓口から法令違反や不祥事等の通報をすることができます。JCNEは通報内容、新聞報道、風評（SNS、噂）などをもとに基準に関する認証団体の情報を収集します。※詳細は4. 支援者保護の仕組みを参照のこと。

5) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動

グッドギビングマーク団体について、通報窓口からの通報もしくは自己申告などをもとに基準に関する不祥事情報を収集します。該当団体への連絡を含む証拠集めを通じて事実確認を行います。その上で、審査を行い、公開ステータスの変更を判断します。ただし、寄付者や支援者、受益者の利益を損ねる懸念があり、審査基準に適合しない疑いがあると判断した場合は、通報内容と団体の証言が異なり事実確認ができない場合であっても、公開ステータスの変更によって社会への注意喚起を促すことができるものとします。※詳細は4. 支援者保護の仕組みを参照のこと。

6) 審査料・認証料について

(1) 審査料

グッドギビングマーク制度の審査を受けるための料金です。更新審査では、審査料が再度発生します。審査料の納付をもって審査の申込みが完了します。

申込団体が提出する直近の活動計算書（損益計算書または正味財産増減計算書）に基づき経常収益により料金区分が決定されます。更新する場合は、更新時の直近年度の収益規模により決定されます。

支払い期限：審査料確定の連絡の翌月末

(2) 認証料

グッドギビングマークの使用料です。有効期間3年間のうち、認証料は毎年請求され、1年間ずつの支払いとなります。3年間分まとめて支払うことはできません。審査料と年間認証料は同じ金額です。

申込時に決定した料金区分の認証料が請求されます。有効期間の3年間、毎年同額が請求されます。

支払い期限：

- 1年目の認証料：審査結果通知日の翌月末日
- 2年目の認証料：審査結果通知日の1年後の翌月末
- 3年目の認証料：審査結果通知日の2年後の翌月末

(消費税込み)

料金区分	収益規模	審査料 (更新審査料)	認証料 (1年間)	参考 認証料 (3年間)	参考 合計 (3年間)
1	～500万円	¥27,500	¥27,500	¥82,500	¥110,000
2	～5000万円	¥55,000	¥55,000	¥165,000	¥220,000
3	～1億円	¥110,000	¥110,000	¥330,000	¥440,000
4	～1億5000万円	¥165,000	¥165,000	¥495,000	¥660,000
5	1億5000万円以上～	¥220,000	¥220,000	¥660,000	¥880,000

※審査料及び認証料の支払いはクレジットカード決済、もしくは銀行振り込みができます。

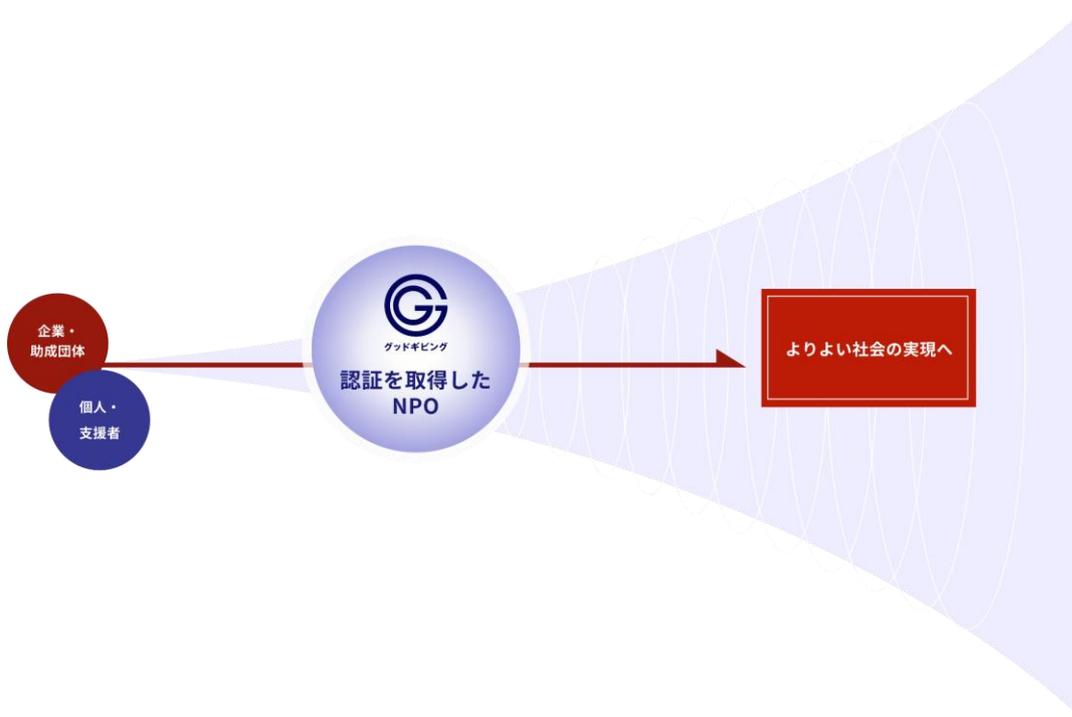
※認証料の支払いは、毎年請求されます。3年間の一括払いはできません。

※キャンセルはキャンセルポリシーに基づき行われます。審査料の納付をもって審査の申込みが完了し、その後のキャンセルは申し受けません。

4. 支援者保護の仕組み

1) グッドギビングマーク制度の支援者保護

グッドギビングマーク制度は、寄付や助成金を通じてNPO等を支援する個人や企業、団体、助成団体、行政に対して、信頼できるNPO等かどうかを確認・審査した情報を提供します。個人が寄付する際には、グッドギビングマークの有無を一つの指標とし、企業や助成団体、行政機関がパートナーシップを組む際にも、グッドギビングマークを審査基準や参考情報として活用することを想定しています。



(1) 活用方法

グッドギビングマークの認証情報（公開）を寄付や助成、各種支援に活用することができます。活用する助成団体や企業は活用団体とみなされますが、JCNE が把握しない活用団体が様々な方法で活用している可能性もあります。また、個人寄付者等も活用する支援者に該当します。活用方法は様々ありますが、これに限りません。

助成団体・企業等

- ・グッドギビングマークの取得を申請時の必須条件とする（寄付、助成金、NPO 支援サービス、指定管理等）。
- ・グッドギビングマークの取得を審査時の参考情報として活用する。グッドギビングサイトにてグッドギビングマーク団体であるか、また有効期限を確認する。

方法例①：申請書にグッドギビングマークの有無を聞く項目を設ける。

方法例②：申請書に項目はないが、審査の中でグッドギビングマークの有無を参考にする。

- ・支援先団体にグッドギビングマークの取得を義務化する。
- ・支援先団体にグッドギビングマークの取得を推奨する。

NPO 支援サービス等

- ・NPO 支援サービスで、グッドギビングマーク団体に料金割引等優遇措置をする。
- ・NPO 支援サービスで、サイトの NPO 紹介ページでグッドギビングマークを表示する。

団体・個人寄付者等

- ・寄付をする際に、グッドギビングマークの取得を参考情報として活用する。

- ・寄付をする際に、グッドギビングマーク団体から選択する。
- ・寄付をする際に、特定の団体にグッドギビングマークの取得を勧める。

(2) グッドギビングマークについて

グッドギビングマークが付与されたグッドギビングマーク団体は、JCNE サイトで情報公開され、3年間の有効期間中はグッドギビングマークを自団体サイトや広報物に掲載することができます。グッドギビングマーク団体は、認証番号・有効期限付きのマークを使用するようマーク使用ガイドラインで規定されています。活用団体や寄付者等支援者は、グッドギビングマーク団体が使用しているマークについて、認証番号が記載されたグッドギビングマークであるか、また有効期限が切れていないかを支援の際に確認してください。



(3) 活用にあたっての注意事項

1. グッドギビングマーク制度の審査は、申込団体が提出した書面、オンライン面談、外部ツールの活用により正確な情報を提供するよう努めており、JCNE が適正に実施する手続きに基づき取得したものを掲載していますが、情報の適時性、正確性、完全性、有用性について明示的にも黙示的にも一切保証するものではありません。
2. グッドギビングマーク制度の審査は初回のみ行われ、3年間の有効期間中のグッドギビングマーク団体の状況について、情報の適時性、正確性、完全性、有用性について明示的にも黙示的にも一切保証するものではありません。
3. グッドギビングマーク制度で提供される情報等について、利用者は自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、JCNE は一切責任を負わないものとします。
4. グッドギビングマーク団体への寄付や助成金を通じて支援する際に発生する損害について、JCNE の故意または重過失によるものを除き、一切の責任を負わないものとします。

5. グッドギビングマークは商標登録（2025年4月現在手続き中）されおり、掲示はグッドギビングマーク団体のみに認められています。JCNEに無許可での使用は、商標及び著作権を侵害する行為として禁止されています。

6. グッドギビングマーク制度で提供される情報等を活用する団体または個人は、サイトポリシー及びマークの使用ガイドラインに基づき、JCNEに申請のうえで、有効期限の記載がない横組みを含むグッドギビングマークを使用できます。

（４）グッドギビングマークパートナーシップ会員制度

グッドギビングマークパートナーシップ会員制度は、グッドギビングマーク制度に関して、会員とJCNE事務局による情報交換の場とし、あわせて個別会員に対して制度活用の助言や、審査を受けた公益活動団体の非公開情報等の提供を行います。JCNEのグッドギビングマークウェブサイト上で公開されない審査情報等を提供するサービスです。会員は、グッドギビングマークパートナーシップ会員規約に基づき、JCNEが承認した法人のみを入会登録し、グッドギビングマークパートナーシップサービスを利用することができます。

団体区分について：

会員制度	区分	概要	料金
○	グッドギビングマークパートナーシップ会員団体	グッドギビングマーク制度の認証情報（公開）及び審査情報（非公開）を活用する	年会費 1口110,000円(税込)
×	賛同団体	グッドギビングマーク制度の趣旨に賛同している	無料
×	活用団体	グッドギビングマーク制度の認証情報（公開）を活用する	無料

※活用団体のうち、非公開の審査情報を利用したい団体は必ず会員団体になる必要があります。入会を希望する団体はJCNEまでお問合せください。

2) グッドギビングマークサイト

https://goodgiving_jcne.or.jp/



グッドギビングマーク団体をお知らせするサイトとしてJCNEが運用します。JCNEが信頼性の確認に必要な項目を審査し、すべての審査基準を満たしたNPOを掲載しています。寄付や助成金で支援をしたい団体や個人が、信頼して支援ができる団体の一覧です。審査を受けた場合でもグッドギビングマーク取得まで至らなかった団体（認証不可団体）は掲載されません。その他に、グッドギビングマーク制度の案内や、グッドギビングマークの取得を検討しているNPO等、NPO等への支援を検討している企業・助成団体向けの案内を掲載しています。

(1) 寄付者・支援者向け

グッドギビングマークサイトで、グッドギビングマーク団体のリストを確認することができます。リストは信頼して寄付や支援ができる団体として、活用ができます。グッドギビングマークはグッドギビングマーク団体のみ使用ができ、有効期限が記載されたマークを各団体が自団体ウェブサイトやフライヤー、名刺等に掲載することができます。信頼できる団体の証としてグッドギビングマークを一つの判断基準として活用してください。

企業・助成団体においては、NPO等がグッドギビングマーク団体であると申告している場合に、グッドギビングマークサイトにてグッドギビングマーク団体であるか、また有効期限を確認することができます。活用される場合は、JCNE事務局までお知らせいただければ活用団体としてロゴ掲載させていただきます。また有料のグッドギビングマークパートナーシ

ップ会員になることで、グッドギビングマークサイトで公開されない情報を取得することも可能です。

寄付者等個人は、グッドギビングマークが掲載された Web サイト、名刺、その他フライヤー等について、グッドギビングマーク団体であるか、有効期限を確認することができます。

(2) NPO 等向け

グッドギビングマーク団体は、組織運営について審査を受けることで、自団体の信頼性を第三者認証されることとなります。グッドギビングマークサイトへ掲載されること、またグッドギビングマークを自団体ウェブサイトや各種広報物等に掲載することで信頼性を示すことができます。

3) グッドギビングマーク団体についての通報

寄付者等支援者はグッドギビングマーク団体について、JCNE が設ける通報窓口から法令違反や不祥事等の通報をすることができます。JCNE は通報内容、新聞報道、風評（SNS、噂）などをもとに基準に関するグッドギビングマーク団体の情報を収集します。該当団体への連絡を含む証拠集めを通じて事実確認を行い、公開ステータスの移動を判断します。

その判断は、審査基準に準拠します。ただし、寄付者や支援者、受益者の利益を損ねる懸念があると JCNE が判断した場合は、通報内容と団体の証言が異なり事実確認ができない場合であっても、公開ステータスの移動によって社会への注意喚起を促すことができるものとなります。

法令違反等を内部や外部に通報したことにより、通報者が不利益な取り扱いを受けられないよう JCNE では通報者保護をいたします。ただし、本窓口は公益通報ではないため、公益通報者保護法に基づくものではないことをご了承ください。

【通報窓口】

<https://goodgiving.jcne.or.jp/inquiry-form>

連絡先の入力

・ 通報者氏名 ・ メールアドレス ・ 該当の認証団体との関係性

注意事項

・ 第一に、特定の慈善団体が非倫理的または違法に運営されていると思われる場合は、適切な警察や行政などの機関に懸念を報告することを強くお勧めします。（警察、労働基準監督署など）

・ 認証団体に関する懸念を裏付ける客観的で公開されているデータをお持ちの場合は、データを添付のうえで窓口からご連絡ください。

・ 窓口に寄せられた内容に応じて、該当団体や通報者へ確認し、認証団体リストを通じて寄付者へ通知する場合があります。

通報内容（該当項目の選択、入力、書類の添付）

・ 下記のうち該当項目を選択してください

解散している 活動を休止している 税金を滞納している 反社会的勢力とつながりがある 寄付報告をしていない、寄付金の管理に問題がある 決算書類を作成してい

ない、内容に問題がある □利益相反取引において適切な手続きをとっていない □団体の連絡先を明らかにしていない □個人情報の管理に問題がある □最新の情報公開を行っていない □その他、組織運営や事業において法令違反の疑いがある

- ・ 該当の認証団体名
- ・ 通報内容
- ・ 添付書類、または公開 URL

4) グッドギビングマーク団体の公開ステータスの移動

JCNE 事務局は、窓口で通報があった場合、また報道等により不祥事等を覚知した場合、該当団体への連絡を含む証拠集めを通じて事実確認を行い、公開ステータスの移動を判断します。その判断は審査基準に準拠し、ケースに応じて認証審査委員会へ諮問します。ただし、寄付者や支援者、受益者の利益を損ねる懸念があると JCNE が判断した場合は、通報内容と団体の証言が異なり事実確認ができない場合であっても、公開ステータスの移動によって社会への注意喚起を促します。

寄付者等支援者は、特定の団体に支援をする場合の判断基準として、公開ステータスを参考にすることができます。

グッドギビングマーク制度の審査は、申込団体が提出した書面、オンライン面談、外部ツールの活用により正確な情報を提供するように努めておりますが、正確性や安全性を保証するものではありません。詳しくは、(1)グッドギビングマーク制度の支援者保護の「活用にあたっての注意事項」をご参照ください。

公開ステータス分類	概要
認証団体	認証付与について問題がない
認証団体（確認事項あり）	次のいずれかに該当し、認証マークは継続的に使用できるが、寄付者・支援者への注意喚起として「確認事項あり」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準を満たしていない可能性がある ・ 法令違反に該当する疑念行為に関する情報がある
認証一時停止団体	次のいずれかに該当し、改善状況や法令違反の事実等が確認できるまで、認証付与を一時停止し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証一時停止」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認事項についての初動調査について当該認証団体から返信がなく連絡が取れない ・ 審査基準のうち満たしていない基準が存在し、

	<p>JCNE がその改善を求めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反の疑いがあり、継続して調査を行っている
認証取消団体	<p>次のいずれかに該当し、認証を取り消し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証取消」として公開するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証一時停止団体のうち、改善を求められていた審査基準を JCNE が指定した相当期間内に改善ができなかった団体 ・連絡が取れないことを理由に認証一時停止となり、連絡が取れないまま JCNE が指定した期間経過している ・団体又は団体の役職員等が業務内容に関わる法令違反行為を行ない、刑事、行政処分が下された ・法令違反が明らかである

※公開ステータスの移動は、「グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約」に基づき実施します。

（各種規程・規約）

1. 申込団体向け

- ・秘密保持に関する規約
- ・グッドギビングマーク制度に関する規約
- ・キャンセルポリシー
- ・グッドギビングマーク使用ガイドライン（認証団体及び使用申請者のみ）

2. グッドギビングマーク利用者向け

- ・サイトポリシー
- ・グッドギビングマーク制度に関する規約
- ・グッドギビングマーク使用ガイドライン（認証団体及び使用申請者のみ）
- ・グッドギビングマーク パートナーシップ会員規約（入会希望者のみ）

3. JCNE の体制

- ・評価・認証事業に関わる規程（非公開）

- ・グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約（非公開）
 - ・倫理規程（非公開）
 - ・グッドギビングマーク 遵守項目（非公開）
 - ・情報セキュリティガイドライン（非公開）
-

秘密保持に関する規約

公益財団法人日本非営利組織評価センター

理事長佐藤大吾

本規約は、申込団体（以下「貴団体」といいます。）が、公益財団法人日本非営利組織評価センター（以下「JCNE」といいます。）にグッドギビングマーク審査を申し込むにあたり、グッドギビングマーク審査及びその認証（以下「本件業務」といいます。）に関連して互いに相手方に対して開示する情報の取扱いについて定めるものです。貴団体は、本規約に従って、グッドギビングマーク審査および認証を受けることができます。

（秘密情報）

第1条 本規約において「秘密情報」とは、本件業務に関連して、貴団体又はJCNEの一方（以下「開示者」といいます。）が相手方（以下「受領者」といいます。）に対して、書面、口頭又は電磁的記録媒体その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないこととします。

- 一 秘密保持義務を負うことなく開示時点において受領者がすでに保有している情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- 三 開示時点において公知であった情報
- 四 開示を受けた後、受領者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 五 開示を受けた情報によらず、受領者が独自に開発した情報

3 貴団体及びJCNEは、秘密情報を、本件業務を実施するために必要な範囲を超えて利用してはけません。

（秘密保持義務）

第2条 受領者は、秘密情報を現に秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し又は漏洩してはなりません。ただし、受領者は、本件業務の履行に必要な範囲において、自己の役員又は職員、審査員等（本件業務に関連する業務をJCNEから委託された者に限る）並びに自己が依頼した弁護士、公認会計士その他のアドバイザー（以下「役職者」等とといいます。）に対して秘密情報を開示することができます。

2 受領者は、役職員等に秘密情報を開示する場合、当該役職員等に対して、本規約に基づき自己が負う秘密保持義務と同等以上の義務を課さなければならず、役職員等が当該義務に違反した場合、受領者が本規約上の秘密保持義務に違反したものとみなします。

3 第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により、秘密情報の開示を要求される場合、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、当該開示を行った場合、可能な限り事前に、又はやむを得ない場合には事後直ちに、当該要求および開示にかかる事実を開示者に対して通知する。

（第三者提供）

第3条 受領者は、開示者の書面による同意がある場合及び以下の場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはなりません。

一 法令に基づく場合

二 秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

2 受領者は、前項第一号に基づき秘密情報を第三者に提供する場合、実務上可能な限り早い時期に、その旨を開示者に通知しなければなりません。

3 JCNEは、第1項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる貴団体の秘密情報及び関連する情報をJCNEの会員団体（グッドギビングマークに関する助成団体及び支援先団体を含みますがこれに限られません）に対して開示することができます。この場合、JCNEは当該団体に対して、本規約第2条と同等以上の秘密保持義務を遵守させることとします。

一 貴団体の申込状況（申込済み、申込のキャンセル、審査中、審査結果通知済みなどの状況を含む）

二 貴団体の申込情報の全て（申込時に提供した団体概要、活動内容などを含むがこれに限られない）

三 貴団体に対するグッドギビングマーク審査の結果（審査の合格及び不合格）

四 前号の判断の理由及びその根拠となる情報

五 貴団体がグッドギビングマークのステータスを移動した場合において、その移動の事実及び移動の理由

グッドギビングマーク制度に関する規約

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 審査（第4条～第10条）

第3章 認証（第11条～第15条）

第4章 秘密保持（第16条～第19条）

第5章 補則（第20条～第22条）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 本規約は、公益財団法人日本非営利組織評価センター（以下「JCNE」という。）によるグッドギビングマーク審査（以下「審査」という。）及びグッドギビングマーク付与に関する手続に関し、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 JCNEによる申込団体に対する審査及び認証、ならびにグッドギビングマーク付与は、本規約の定めるところによる。

（引用基準）

第3条 本規約における用語の定義は、本規約に定めるもののほか、「グッドギビングマーク制度実施要領」（以下「実施要領」という。）において定められた用語の定義による。

第2章 審査

（申請資格）

第4条 グッドギビングマークの認証を受けるための審査の申込みは、特定非営利活動法人（認定・特例認定NPO法人を含む。）、一般社団法人（非営利徹底型に限り、共益型を含まない。）及び一般財団法人（非営利徹底型に限り、共益型を含まない。）、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人のみが、これを行うことができる。

（審査の申込み）

第5条 JCNEは、実施要領に基づき、審査の申込みをした者（以下「申込団体」という。）について、審査を行う。申込団体は、審査の申込みの際、JCNEが定めるところにより、

審査にかかわる申込書及び書類（以下「申込書等」という。）をJCNE事務局に提出し、審査料を納付しなければならない。

- 2 グッドギビングマークの認証を受けた団体（以下「認証団体」という。）が、認証の更新を受けようとするときは、認証期間満了の5か月前の月の1日から認証期間満了の4か月前の月の月末までの2か月間に、申込書等をJCNE事務局に提出して更新の申込みを行い、更新審査料を納付しなければならない。JCNEは、認証期間満了までに更新審査を行う。

（審査料）

第6条 申込団体は、申込みに当たり、JCNEが定める審査料をJCNEに納付しなければならない。審査料の支払をもって申込み手続の完了とする。

- 2 認証団体が認証の更新を受けようとするときは、更新の申込みに当たり、JCNEが定める更新審査料をJCNEに納付しなければならない。更新審査料の支払をもって更新申込み手続の完了とする。
- 3 JCNEは、第1項又は第2項の審査料又は更新審査料（以下「審査料等」という。）の納付があるまでは審査を行わない。また、JCNEは、審査料等を通知した日から1か月を過ぎても審査料等の納付がないときは、申込みをキャンセルしたものとみなすことができる。
- 4 第1項又は第2項に基づき納付された審査料等の取扱いは、別途定める「キャンセルポリシー」に従うものとする。

（審査）

第7条 JCNE事務局は、第5条第1項による審査の申込み及び第2項による更新の申込完了後、実施要領に基づき、申込団体又は認証団体（更新申込みの場合）（以下「申込団体等」という。）がJCNEの定める審査基準に適合するか否かについて審査を行い、その結果を理事長に報告する。

- 2 JCNE事務局は、認証審査諮問機関として、グッドギビングマーク審査委員会（以下「審査諮問機関」という。）を置くことができる。
- 3 審査諮問機関は、実施要領に基づき、申込団体等がJCNEの定める審査基準に適合するか否かについて、又はJCNEから指示を受けた事項について審査を行い、その審査結果をJCNE事務局に報告する。
- 4 JCNEは、申込団体等が次のいずれかに該当する場合は、審査を打ち切ることができる。
 - 一 申込みに係る事項に虚偽があった場合
 - 二 申込団体等の責に帰すべき事由により審査の続行が困難になった場合

三 申込団体等が破産手続開始又は民事再生手続開始等の決定を受けた場合、申込団体等が清算手続中、又は解散した場合

- 5 申込団体等又は申込団体等の代理若しくは媒介をする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）で指定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であることが判明した場合、JCNEは催告することなく審査を打ち切ることができる。
- 6 JCNE理事長は、JCNE事務局からの審査内容の報告及び審査諮問機関からの報告を考慮して、審査の最終判断を行う。

（審査結果）

第8条 JCNEは、前条の規定により実施した審査の結果に基づき、申込団体等について、認証を認める旨の決定（以下「認証可」という。）又は認証を認めない旨の決定（以下「認証不可」という。）をし、その決定結果を申込団体等に通知する。

- 2 JCNEが第1項の規定により申込団体等に認証不可決定を通知するときは、その理由を付さない。

（再審査）

第9条 認証不可の通知を受けた申込団体等は審査結果通知受領日から14日以内に再審査を申し込むことができる。再審査は第7条、第8条の規定を準用して実施する。

- 2 再審査において認証不可となった場合、当該審査は終了する。申込団体は直ちに第5条第1項に基づき新たな審査を申し込むことができるが、この場合審査料を改めて支払わなければならない。
- 3 更新申込団体が、審査の結果認証不可とされた場合、第14条に基づき公開ステータスの移動がなされることがある。

（申込みに係る事項の変更等）

第10条 申込団体等は、第5条の申込書等によりJCNEに届け出た事項に変更を生じたときは、速やかにJCNE事務局に報告しなければならない。

第3章 認 証

（登 録）

第11条 認証可の通知を受けた申込団体等は、審査結果通知日の翌月末までにJCNEが定める認証料を納付することにより、認証団体として登録を受けることができる。

- 2 認証の有効期間は、審査結果通知日の翌月1日から3年後の同月末日まで（3年1か月）とする。ただし、更新の場合の認証の有効期間は、更新前の認証期間満了の翌日から3年間とする。

- 3 JCNE 事務局は、認証団体の団体名及び組織概要・団体ロゴマーク等を、実施要領に従ってグッドギビングマークウェブサイトで開示する。

(認証料)

第 12 条 認証団体は、有効期間の 3 年間は毎年、JCNE が定める認証料を JCNE に納付しなければならない。

- 2 認証料の支払期限は、以下のとおりとする。
 - 一 1 年目の認証料：審査結果通知日の翌月末日
 - 二 2 年目の認証料：審査結果通知日の 1 年後の翌月末
 - 三 3 年目の認証料：審査結果通知日の 2 年後の翌月末
- 3 申込団体等が、前項第 1 号の認証料を支払期限までに支払わない場合、当該支払期限の経過をもって審査結果は効力を失う。
- 4 認証団体が、第 2 項第 2 号又は第 3 号の認証料を支払期限までに支払わない場合、当該支払期限の経過をもって認証は効力を失う。
- 5 認証団体は、認証料支払時に、都度 JCNE 所定のアンケートに回答をしなければならない。

(認証マークの付与)

第 13 条 認証団体は、以下に定める方法及びグッドギビングマーク使用ガイドラインの定めに従い、グッドギビングマークを、変形、編集、加工せずに事業活動に使用することができる。

- 一 認証団体のホームページ、SNS 等での使用
 - 二 認証団体の役員及び従業員の名刺への使用
 - 三 認証団体の事業に係るチラシ、パンフレット、営業車等への使用
 - 四 認証団体の報告書への使用
 - 五 認証団体の寄付募集に係るチラシ、パンフレット等への使用
 - 六 認証団体の封筒への使用
 - 七 認証団体の役員及び従業員のメール署名欄への使用
 - 八 上記各号のほか、JCNE が認める方法
- 2 認証団体は、グッドギビングマークを、認証団体以外の者が同マークを利用していると誤認されるおそれのない方法で使用しなければならない。

- 3 認証団体は、第三者に対して、グッドギビングマークの譲渡及び貸与を行ってはならず、同マークの利用を許諾してはならない。
- 4 認証団体が第 14 条により認証を一時停止若しくは取り消された場合、第 12 条第 3 項により審査結果が効力を失った場合、第 12 条第 4 項により認証が効力を失った場合、又は認証団体に対する認証の有効期間が終了した場合、認証団体はグッドギビングマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(公開ステータスの移動)

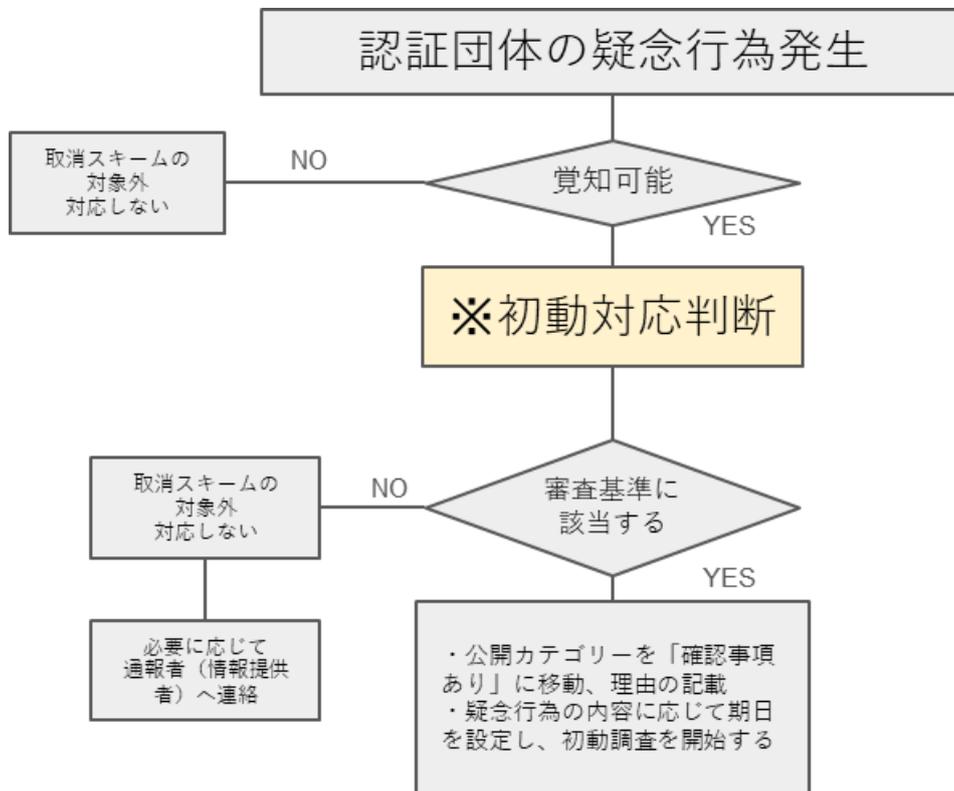
第 14 条 JCNE は、認証団体が、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該認証団体の公開ステータスを自らの裁量で移動することができる。

- 一 審査基準に適合しない事実がある場合
- 二 組織運営や事業において法令違反の疑い及び事実がある場合
- 三 寄付者や支援者、受益者の利益を損ねる懸念があり、審査基準に適合しない疑いがある場合
- 四 本規約の規定に違反した場合

公開ステータスの分類	概要
認証団体	認証付与について問題がない
認証団体（確認事項あり）	次のいずれかに該当し、認証マークは継続的に使用できるが、寄付者・支援者への注意喚起として「確認事項あり」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準を満たしていない可能性がある ・法令違反に該当する疑念行為に関する情報がある
認証一時停止団体	次のいずれかに該当し、改善状況や法令違反の事実等が確認できるまで、認証付与を一時停止し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証一時停止」として公開するもの <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項についての初動調査について当該認証団体から返信がなく連絡が取れない ・審査基準のうち満たしていない基準が存在し、JCNE がその改善を求めている ・法令違反の疑いがあり、継続して調査を行っている
認証取消団体	次のいずれかに該当し、認証を取り消し、寄付者・支援者への注意喚起として「認証取消」として公開するもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証一時停止団体のうち、改善を求められていた審査基準を JCNE が指定した相当期間内に改善ができなかった団体 ・ 連絡が取れないことを理由に認証一時停止となり、連絡が取れないまま JCNE が指定した期間経過している ・ 団体又は団体役職員等が業務内容に関わる法令違反行為を行ない、刑事、行政処分が下された ・ 法令違反が明らかである
--	---

- 2 JCNE 事務局は、別途定める「グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約」（非公開）に基づき、公開ステータスの移動について判断をする。
- 3 公開ステータス「認証団体（確認事項あり）」は、以下のフローにより移動する。



- 4 公開ステータス「認証一時停止」「認証取消団体」への移動、その他それに附随するフローは非公開とする。
- 5 JCNE 事務局は、認証団体に対して、第 1 項の各号に関して疑念行為がある場合、その事実確認のための問い合わせ、調査依頼又は改善を求める旨の勧告をそれぞれ行うことができる。

- 6 JCNE 事務局は、「認証一時停止」「認証取消団体」の場合のみ、公開ステータスの移動をする場合、当該認証団体に対して、あらかじめ通知を行う。
- 7 認証団体は、JCNE 事務局に対して、「認証一時停止」「認証取消団体」の場合のみ、公開ステータスの移動の前において、前項の通知を受けた後 JCNE 事務局が指定する期間内に、改善状況や事実関係の申し立てができる。
- 8 公開ステータス移動の理由は一部公開される。
- 9 認証団体は、認証取消団体になった場合、JCNE 事務局が指定する申請不可期間において、新たな認証申請をすることができない。
- 10 JCNE は、グッドギビングマーク パートナシップ会員に対して、公開ステータス移動の理由（第 8 項により公開される理由以外の理由を含む。）を提供することができる。

(情報開示及び通報)

第 15 条 JCNE は認証団体の情報をグッドギビングマークウェブサイトに掲載して外部に情報提供をすることができる。

- 2 JCNE は、認証団体の情報を活用する団体又は個人から通報窓口を通じて認証団体の法令違反や不祥事等の通報を受けることができる。JCNE は、当該通報内容について、グッドギビングマーク団体に関わる不祥事及びクレームに対する対応規約に基づき、公開ステータスを移動することができる。

第 4 章 秘密保持

(秘密情報)

第 16 条 本規約において秘密情報とは、JCNE が審査業務又は更新審査業務を行うにあたり、申込団体等が JCNE に書面又は口頭その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、JCNE が保有する次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。
 - 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 三 開示を受けたとき公知であった情報
 - 四 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 3 JCNE は、秘密情報を、申込時に申込団体が承諾した「秘密保持に関する規約」に基づき取り扱う。

(秘密情報の安全管理)

第 17 条 JCNE は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管、管理する。

- 2 審査又は更新審査の一部を、審査員及び各委員会の委嘱委員に行わせる場合、JCNE は審査員に第 16 条に定める義務と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。
- 3 JCNE は、秘密情報の保管や廃棄など、秘密情報の取扱いの一部を委託する場合には、当該委託先との間で第 16 条に定める義務と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

(返還又は廃棄)

第 18 条 JCNE は、次の各号のいずれかに該当する場合、JCNE の定めるところにより秘密情報媒体を廃棄する。

一 認証団体の認証の有効期間が終了した場合

- 2 前項の規定により JCNE が秘密情報媒体を返還するときの費用は、申込団体等の負担とする。

(有効期間)

第 19 条 本規約に規定する秘密保持の義務は、申込団体等の申込手続が開始したとき若しくは完了したとき、認証団体が認証を更新せず当該認証の有効期間を終了したとき、認証団体の認証が取り消されたときのうち、最も遅い時期から 3 年後に消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、JCNE は、秘密情報を取扱わせる従業者に対し、その職を離れた後も審査業務を行うにあたって知り得た秘密情報を開示しない義務を負わせなければならない。

第 5 章 補 則

(協議)

第 20 条 本規約の解釈について疑義が生じた場合は、JCNE と申込団体等は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

- 2 本規約が適用される事項について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 21 条 (補 則)

本規約の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

第 22 条 (改正)

本規約の変更は、JCNE の理事長の決裁によるものとする。

附 則

本規約は、2025年4月1日より施行する。

キャンセルポリシー

◆グッドギビングマーク 審査料

お申込み後、審査料の支払い手続き完了前であれば、キャンセルができます。キャンセル料は発生しません。

※審査料の支払い前に限り、キャンセルのご連絡をもってご提出済みのデータは当センターにて責任をもって破棄いたします。

更新の場合の審査料についても、上記と同じ取扱いといたします。

◆グッドギビングマーク 認証料

グッドギビングマーク結果通知日の翌月末までに認証料をお支払いいただきます。ただし、支払い手続き前であればキャンセルできます。キャンセル料は発生しません。

◆申込団体都合のキャンセルについて

審査料、認証料を支払い後に、申込団体のご都合によるキャンセルは受け付けません。返金は致しません。

サイトポリシー

このウェブサイト（以下「本サイト」といいます）は、公益財団日本非営利組織評価センター（以下「JCNE」といいます）またはその代理人が管理・運営しております。本サイトを利用する方（以下「利用者」といいます）は、本サイトを利用した時点で、このサイトポリシー（以下「本サイトポリシー」といいます）に同意したものとみなされます。なお、本サイトポリシーは予告なく変更される場合がありますので、最新の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

グッドギビングマークウェブサイトのご利用にあたって

・本サイトに掲載されている情報は、JCNE が適正に実施する手続に基づき取得したものを掲載していますが、情報の適時性、正確性、完全性、有用性について明示的にも黙示的にも一切保証するものではありません。

・グッドギビングマーク団体への支援判断に本サイトに掲載されている情報を利用する場合、本サイトに掲載された情報のみに依拠することはお控えください。支援に関するご決定は、利用者のご判断と責任により行っていただきますようお願いいたします。

免責事項

・戦争、テロ、災害、コンピュータのトラブル、通信回線のトラブル、システムの保守点検・更新等 JCNE の合理的な支配権の範囲を超えた事由によりやむを得ず本サイトを予告なしに運営の中断、中止や内容の変更を行うことがございます。その場合であっても、JCNE は一切責任を負わないものとします。

・利用者は、本サイトに掲載されている情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、JCNE は一切責任を負わないものとします。

著作権・商標

・本サイトに掲載されているコンテンツの著作権は JCNE、著作者またはその他の権利者に帰属します。法令で認められている範囲内で利用する場合を除き、本サイトのコンテンツを JCNE、著作者またはその他の権利者の許諾を得ずに、複製、改変、転用等する行為は禁止されています。

・本サイトに掲載されている JCNE のロゴ及び認証マークは登録商標です。利用者が、これらを事前に JCNE の書面による承諾なく使用することを禁止します。

・グッドギビングウェブサイトの情報を活用する団体または個人は、サイトポリシー及びマークの使用ガイドライン（リンク挿入）に基づき、JCNE に申請のうえで、有効期限の記載がない・横組みを含むマークを使用できる。

本サイトへのリンクについて

本サイトへのリンクは、営利、非営利を問わず原則自由としますが、以下のいずれかに該当するリンクの設定は禁止します。

・JCNE、グッドギビングマーク団体またはグッドギビングマークの賛同・活用団体を誹謗中傷したり、信用失墜を意図する内容を含んだウェブサイト

・JCNE、グッドギビングマーク団体またはグッドギビングマークの賛同・活用団体の著作権、商標権等の知的財産権、財産、肖像権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのあるウェブサイト

JCNE のロゴやグッドギビングマークの登録商標を無断で用いて本サイトへのリンクを張ることは、禁止します。

・本サイトへのリンクに関連する損害賠償、苦情、クレームなどに関して、JCNE は一切責任を負わないものとします。

準拠法および管轄裁判所

・本サイトの利用に関しては、別段の定めのない限り、日本国の法律に準拠するものとします。

・本サイトへのアクセスは利用者の自由意志によるものとし、利用の責任は利用者にあるものといたします。

・本サイトの利用に関わる全ての紛争については、別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

ご利用環境について

本サイトのご利用にあたっては、以下の環境を推奨します。推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でも利用者のブラウザ設定によっては、ご利用できない、または正しく表示されない場合がございます。また、一部のソフトウェアをインストールしている場合、正しく動作しない場合があります。

推奨ブラウザ：Firefox 最新版、Google Chrome 最新版、safari 最新版

クッキー(Cookie)について

本サイト構築に必要なアクセス動向を調べるためにクッキーを使用しています。クッキーは利用者の利便性の向上を目的としており、個人を特定する情報は含みません。また、ご利用環境を侵すこともありません。

以上